

平成22年8月から使用できる後期高齢者医療被保険者証等を送付します

現在使用されている「後期高齢者医療被保険者証」（保険証）は平成22年7月31日で有効期限が切れますので、平成22年8月1日から使用できる新しい「保険証」を送付します。

新しい「保険証」はオレンジ色です。

また「限度額適用・標準負担額減額認定証」は所得区分（低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱに属する方が対象）に応じて更新します。所得区分に変更があった方は更新されませんので、改めて申請が必要になります。

ご不明な点は役場住民課保険班（後期高齢者医療窓口）または熊本県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせ下さい。

所得区分		自己負担割合
現役並み所得者	145万円以上の課税所得がある後期高齢者医療被保険者がいる世帯内の被保険者全員	3割
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方	1割
低所得者	Ⅱ 世帯の全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）	
	Ⅰ 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差引いたときに0円となる方	

<問い合わせ先>

役場住民課保険班（後期高齢者医療窓口） ☎78-3111（119）
 熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511（代表）
 ☎096-368-6777（事業課直通）

中山間地域等直接支払制度について

本町では、耕作放棄地発生の防止、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等多面的機能の確保を図るために、平成12年度から1期（5年間）を基本とし2期実施してまいりました。

今回、新たに平成22年度から5年間の第3期対策がスタートします。

新たに集落協定への参加を考えている方（集落）は振興課自立振興班までお問い合わせください。

◆主な要件

次の①～③全てを満たす必要があります。

- ①農振農用地区域内（将来にわたって守るべき農地として町が指定する農地）
- ②1ha以上のまとまりのある農地（個人で1ha以上という訳ではありません）
- ③農業生産条件が不利な一定の傾斜要件を満たす農地

※町と集落の協定締結から5年間は活動が義務付けられますので、途中で解除することはできません。

◆協定締結期間

平成22年度～平成26年度（5年間）

◆全体説明会

期日：平成22年7月6日（火）午後1時30分～

場所：津奈木町役場3階会議室

<問い合わせ先> 役場振興課自立振興班 ☎78-3111（224・225）